

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条による改正

宮代町個人情報保護条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

第2条による改正

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10項</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10項</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

宮代町課設置条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																		
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。</p> <p>(1) 総務課 (2) 企画財政課 (3) 住民課 (4) 税務課 (5) 町民生活課 <u>(6) 環境資源課</u> <u>(7) 福祉課</u> <u>(8) 子育て支援課</u> <u>(9) 健康介護課</u> <u>(10) 産業観光課</u> <u>(11) まちづくり建設課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。</p> <p>(1) 総務課 (2) 企画財政課 (3) 住民課 (4) 税務課 (5) 町民生活課 <u>(6) 福祉課</u> <u>(7) 子育て支援課</u> <u>(8) 健康介護課</u> <u>(9) 産業観光課</u> <u>(10) まちづくり建設課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">企画財政課</td> <td> <u>1 町の総合計画及び総合調整に関する事項</u> <u>2 町政運営の企画に関する事項</u> <u>3 行政改革に関する事項</u> <u>4 市民参加に関する事項</u> <u>5 情報化に関する事項</u> <u>6 統計に関する事項</u> <u>7 財政に関する事項</u> <u>8 財産の管理に関する事項</u> <u>9 用地の取得に関する事項</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>町民生活課</td> <td> <u>1 交通安全に関する事項</u> <u>2 防災に関する事項</u> <u>3 防犯に関する事項</u> <u>4 生涯学習推進に関する事項</u> <u>5 コミュニティに関する事項</u> </td> </tr> <tr> <td>環境資源課</td> <td> <u>1 環境保全に関する事項</u> <u>2 環境衛生に関する事項</u> <u>3 廃棄物の処理及び清掃に関する事項</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	企画財政課	<u>1 町の総合計画及び総合調整に関する事項</u> <u>2 町政運営の企画に関する事項</u> <u>3 行政改革に関する事項</u> <u>4 市民参加に関する事項</u> <u>5 情報化に関する事項</u> <u>6 統計に関する事項</u> <u>7 財政に関する事項</u> <u>8 財産の管理に関する事項</u> <u>9 用地の取得に関する事項</u>	(略)	(略)	町民生活課	<u>1 交通安全に関する事項</u> <u>2 防災に関する事項</u> <u>3 防犯に関する事項</u> <u>4 生涯学習推進に関する事項</u> <u>5 コミュニティに関する事項</u>	環境資源課	<u>1 環境保全に関する事項</u> <u>2 環境衛生に関する事項</u> <u>3 廃棄物の処理及び清掃に関する事項</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">企画財政課</td> <td> <u>1 町の総合計画及び総合調整に関する事項</u> <u>2 町政運営の企画に関する事項</u> <u>3 統計に関する事項</u> <u>4 予算及び財政に関する事項</u> <u>5 財産の管理に関する事項</u> <u>6 用地の取得に関する事項</u> <u>7 行政改革に関する事項</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>町民生活課</td> <td> <u>1 環境衛生に関する事項</u> <u>2 交通安全に関する事項</u> <u>3 防災に関する事項</u> <u>4 防犯に関する事項</u> <u>5 生涯学習推進に関する事項</u> <u>6 市民参加に関する事項</u> <u>7 コミュニティに関する事項</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	企画財政課	<u>1 町の総合計画及び総合調整に関する事項</u> <u>2 町政運営の企画に関する事項</u> <u>3 統計に関する事項</u> <u>4 予算及び財政に関する事項</u> <u>5 財産の管理に関する事項</u> <u>6 用地の取得に関する事項</u> <u>7 行政改革に関する事項</u>	(略)	(略)	町民生活課	<u>1 環境衛生に関する事項</u> <u>2 交通安全に関する事項</u> <u>3 防災に関する事項</u> <u>4 防犯に関する事項</u> <u>5 生涯学習推進に関する事項</u> <u>6 市民参加に関する事項</u> <u>7 コミュニティに関する事項</u>	(略)	(略)
企画財政課	<u>1 町の総合計画及び総合調整に関する事項</u> <u>2 町政運営の企画に関する事項</u> <u>3 行政改革に関する事項</u> <u>4 市民参加に関する事項</u> <u>5 情報化に関する事項</u> <u>6 統計に関する事項</u> <u>7 財政に関する事項</u> <u>8 財産の管理に関する事項</u> <u>9 用地の取得に関する事項</u>																		
(略)	(略)																		
町民生活課	<u>1 交通安全に関する事項</u> <u>2 防災に関する事項</u> <u>3 防犯に関する事項</u> <u>4 生涯学習推進に関する事項</u> <u>5 コミュニティに関する事項</u>																		
環境資源課	<u>1 環境保全に関する事項</u> <u>2 環境衛生に関する事項</u> <u>3 廃棄物の処理及び清掃に関する事項</u>																		
(略)	(略)																		
企画財政課	<u>1 町の総合計画及び総合調整に関する事項</u> <u>2 町政運営の企画に関する事項</u> <u>3 統計に関する事項</u> <u>4 予算及び財政に関する事項</u> <u>5 財産の管理に関する事項</u> <u>6 用地の取得に関する事項</u> <u>7 行政改革に関する事項</u>																		
(略)	(略)																		
町民生活課	<u>1 環境衛生に関する事項</u> <u>2 交通安全に関する事項</u> <u>3 防災に関する事項</u> <u>4 防犯に関する事項</u> <u>5 生涯学習推進に関する事項</u> <u>6 市民参加に関する事項</u> <u>7 コミュニティに関する事項</u>																		
(略)	(略)																		

宮代町廃棄物処理検討委員会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>環境資源課</u>において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>町民生活課</u>において 処理する。</p>

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は<u>一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> (平成 17 年宮代町条例第 35 号) 第 4 条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 生後 1 年に達しない子を育てる場合 1 日 2 回それぞれ 30 分間 (男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親 (当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者 (同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。) を含む。) が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇 (これに相当する休暇を含む。) を承認され、又は労働基準法<u>第 67 条</u>の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は<u>一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> (平成 17 年宮代町条例第 35 号) 第 4 条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 生後 1 年に達しない子を育てる場合 1 日 2 回それぞれ 30 分間 (男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親 (当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者 (同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。) を含む。) が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇 (これに相当する休暇を含む。) を承認され、又は労働基準法 (<u>昭和 22 年法律第 49 号</u>) 第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない</p>

<p>期間) (7) ~ (12) (略) (13) <u>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 1の年において5日(当該通院等が対外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (14) ~ (16) (略) (17) <u>次条</u> 第1項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の町が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (18) ~ (21) (略) (22) <u>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)</u>を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認める期間 ア及びイ (略) ウ <u>ア及びイ</u>に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 3 前項第13号から第17号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、その休暇の残日数に1時間未満の端数があり、そのすべてを使用するときは、1分を単位とする。 4 1日を単位とする第2項第13号から第16号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。 5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第16号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1) ~ (3) (略)</p>	<p>期間) (7) ~ (12) (略) (13) ~ (15) (略) (16) 第15条第1項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の町が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (17) ~ (20) (略) (21) <u>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)</u>を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認める期間 ア及びイ (略) ウ <u>イ及びロ</u>に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 3 前項第13号から第16号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、その休暇の残日数に1時間未満の端数があり、そのすべてを使用するときは、1分を単位とする。 4 1日を単位とする第2項第13号から第15号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。 5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第15号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1) ~ (3) (略)</p>
---	---

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人宮代町社会福祉協議会</p> <p><u>(2) 埼玉県町村会</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人宮代町社会福祉協議会</p> <p><u>(2) 宮代町道仏土地区画整理組合</u></p> <p><u>(3) 埼玉県町村会</u></p> <p>2及び3 (略)</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u> 」とする。 3及び4 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」 _____とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」 _____とする。 3及び4 (略)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」 _____とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」 _____とする。 3及び4 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u> 」とする。 3及び4 (略)

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により、開発行為の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。) <u>第29条の9各号</u>に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新設、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、<u>令第29条の9各号</u>に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により、開発行為の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。) <u>第8条第1項第2号ロからニまで</u>に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新設、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、<u>令第8条第1項第2号ロからニまで</u>に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>